6　法第四十二条の十第五項の規定の適用を受ける法人（法第六十八条の十四第五項の規定の適用を受ける法人を含む。）が、取消日（法第四十二条の十第五項に規定する取消日をいう。）の前日を含む事業年度以後の各事業年度（当該取消日の前日を含む事業年度に該当する場合には、当該取消日を含む事業年度以後の各事業年度）において、当該各事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度における同条第四項に規定する連結税額控除限度額のうち当該法人に係る法第六十八条の十四第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（同項の供用年度終了の日の翌日から当該取消日の前日までの間に終了した連結事業年度（その間に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）における同条第四項に規定する控除済金額がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額（以下この項において「控除未済超過額」という。）がある場合には、法第四十二条の十第三項の規定により当該各事業年度（法第六十八条の十四第二項の規定の適用を受けた各連結事業年度（当該取消日前に開始した各連結事業年度に限る。）開始の日の翌日以後一年以内に開始する各事業年度に限る。）の所得に対する法人税の額から控除される法第四十二条の十第三項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該繰越税額控除限度超過額から当該控除未済超過額を控除した金額とする。

7　法第四十二条の十第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一条第一項第一号及び第二項第一号	掲げる金額で	掲げる金額（租税特別措置法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）で
第七十四条第一項第二号	前節（税額の計算）及び	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十条第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百三十五条第二項	附帯税の額を除く。）	附帯税の額を除くものとし、租税特別措置法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。）

8　法第四十二条の十第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の十一第二項を削り、同条第一項中「一式とする」を「一式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

　法第四十二条の十一第一項第一号に規定する政令で定める試験研究は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。

第二十七条の十一第四項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

5　法第四十二条の十一第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十一第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十一第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十一第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の十二の二第五項第一号を次のように改める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

第二十七条の十二の二第五項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第一号から第三号まで」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十七条の十二の三第三項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第八項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第四十二条の十二の三第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする